

	用便房が設けられていること。 イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 エ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 オ 車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ及びけこみに配慮した洗面器が設けられていること。 カ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。 キ 車いす使用者が円滑に利用できるよう位置及び角度に配慮した鏡が設けられていること。 ク 車いす使用者用である旨を見やすい方法で表示すること。	
(7) 駐車施設	多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上（全駐車台数が50を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数50までごとに1を加えた数以上）設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合は、この限りでない。 ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 エ 床面は、水平とすること。	建築物（事務所、工場等及び共同住宅を除く。）
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口から道等に至る敷地内の1以上の通路は、次に定める構造とすること。 ア 視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。 イ 傾斜路の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。 ウ 車路に接する部分及び車路を横断する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 エ 段の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 2 直接地上へ通ずる出入口から施設内の人又は標識により視覚障害者に施設の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの1以上の廊下等及び階段は、1に定める構造に準じたものとすること。 3 2に掲げる廊下等以外の廊下等に設ける傾斜路は、1のイに定め	1にあっては建築物（事務所、工場等及び共同住宅を除く。）、 2から4にあっては建築物（教育施設等、事務所、工場等及び共同住宅を除く。）

	る構造に準じたものとする。 4 2に掲げる階段以外の階段は、1の工に定める構造に準じたものとする。	
(9) エレベーター	1 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設においては、かごが当該階（専ら駐車施設の用に供される階にあっては、当該駐車施設に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。 2 1に定めるエレベーターは、次に定める構造とすること。 ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。 イ かごの奥行は、内のを135センチメートル以上とすること。 ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。 エ かご内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。 オ かご内には、手すりを設けること。 カ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 キ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ク かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のを80センチメートル以上とすること。 ケ かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 コ かご内及び乗降口ビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように点字による表示を併用した制御装置（ケに掲げる制御装置を除く。）を設けること。 サ 乗降口ビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のを150センチメートル以上とすること。 シ 乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。	建築物（教育施設等を除く。）。ただし、官公舎施設等（ア～ウ）、医療施設等（ア～ウ）、保健福祉施設等（ア～ケ）、文化教養施設等、火葬場、公衆便所以外の建築物にあっては、用途面積が2,000平方メートル以上のものとする。
(10) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できるように高さ及びけこみに配慮した受付カウンター及び記載台を1以上設けること。	建築物
(11) 公衆電話所	1 公衆電話所を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できるように高さ、けこみ等に配慮した公衆電話所を1以上設けること。 2 公衆電話所に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、(1)の項に定める構造とすること。	建築物
(12) 券売機	券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。 ア 車いす使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭	建築物

	投入口及び操作ボタンが設けられていること。 イ 視覚障害者が円滑に利用できるように点字による表示を併用した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。	
(13) 改札口及びレジ通路	改札口（公共交通機関の施設その他の施設の運賃、入場料金等を徴収するための出入口をいう。以下この表において同じ。）及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合においては、1以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内りを80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 床面は、水平とすること。	建築物
(14) 館内案内板	館内案内板を設ける場合においては、次に定める基準に適合する館内案内板を1以上設けること。 ア 文字や記号は、大きく、太く、かつ、地板の色と明度の差の大きい色とすること等により、分かりやすいものとすること。 イ 点字による表示を併用すること。 ウ 車いす使用者用便房がある場合は、その位置を表示すること。	建築物
(15) 観客席	1 固定式の客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者が円滑に利用できる客席区画（以下この表において「車いす使用者用区画」という。）を1以上（客席数が100席を超え400席以下の場合にあっては2以上、400を超える場合にあっては2にその超える客席数200までごとに1を加えた数（当該数が10を超える場合は、10とする。）以上）設けること。 ア 客席区画の幅及び奥行は、それぞれ内りを85センチメートル以上及び120センチメートル以上とすること。 イ 床面は、水平とし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。 ウ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。 2 出入口から車いす使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内りを120センチメートル以上とすること。 3 2に掲げる通路に高低差がある場合においては、(2)の項5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。	建築物
(16) 洗面所	多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。 ア 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ及びけこみに配慮した洗面器が設けられていること。 ウ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。 エ 車いす使用者が円滑に利用できるよう位置及び角度に配慮した鏡が設けられていること。	建築物

(17) 浴室	多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。 ア 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 イ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 エ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すりを適切な位置に配置すること。 オ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 カ 洗い場及び脱衣室の水栓器具は、レバー式その他操作が容易な方式のものを適当な位置に1以上設けること。	建築物
(18) 更衣室等	多数の者が利用する更衣室等（更衣室又はシャワー室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合においては、次に定める構造の更衣室等を1以上設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。 ア 出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 イ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 エ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 オ 手すりを適切な位置に配置すること。 カ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。	建築物
(19) 授乳場所	授乳を行うことができる場所を確保し、当該場所には、乳幼児用ベッド及びいすその他これらに類するものを設けること。	建築物（官公庁舎施設等（ア～ウ）、文化教養施設等、物品販売業等店舗及び公共交通機関の施設で用途面積5,000平方メートル以上のもの）
(20) おむつ交換台	おむつを交換できる台その他これに類するものを1以上設けること。	建築物（官公庁舎施設等（ア～ウ）、文化教養施設等、集会施設、物品販売業等店舗、興行施設及び公共交通機関の施設で用途面積2,000平方メートル以上のもの）
(21) 乳幼児いす	乳幼児いすその他これに類するものを備えた便房を1以上（男子用	建築物（官公庁舎施設